資料№.６－２

第５回委員会（２月１９日）提出「報告書（案）」の修正案（修正箇所の新旧対照表）

	修正箇所	修正前（２月 19 日　第５回）	修正後（２月 27 日　第６回）
1	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証１平成 23 年度補助事業計画の審査	【P17　下から５行目】 、県は事業要件に明らかに違反する事項が無い事業計画は承認していた。	【P17　下から６行目】 、県は事業の有効性や、効率性を考慮しながらも、実施要領で定められている事業要件に違反していないかどうかを重点に審査を行っていた。
2	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証１平成 23 年度補助事業計画の審査	【P17　下から３行目】 北海道及び東北各県に対し緊急雇用創出事業に係る事業計画の確認等についての調査（以下「他県調査」という。）を行った結果、	【P17　下から２行目】 第１回委員会において近隣の県が行っている手続きとのベンチマークを求める意見に基づき、北海道及び東北各県に対し緊急雇用創出事業に係る事業計画の確認等についての調査（以下「他県調査」という。）を行った結果、
3	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証１平成 23 年度補助事業計画の審査	【P19　上から１行目】 これらを踏まえると、県の事業計画の審査は、通常行うべきチェックを行っており、北海道及び東北５県と比較しても同様の方法で行われており、標準的な方法で事業計画の審査が行われていた。しかし、委託事業の個別の支出内容の必要性の有無まで深く立ち入る場合の判断基準を仕組みとして整理することについて、改善できることはさらに改善していく必要がある。	【P18　下から１行目】 　事業計画書における積算内訳の記載のみでは、事業に用いる経費の算定方法や業務ごとの内訳が明らかとはならないため、県は、それらを把握する運用をするべきではないか、という意見もある。 　しかし、他県との比較において、経費の算出を求めてはいない事業計画書としている県も複数存在することから、県の審査方式は、他県と比較しても標準的な方法と言い得るものである。 　委託事業の個別の支出内容の必要性の有無まで深く立ち入る場合の判断基準を仕組みとして整理することについて、改善できることはさらに改善していく必要がある。
4	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証 ２　平成 23 年度補助事業の進捗管理	【P21　上から３行目】 県は、町と補助金交付契約を締結した緊急雇用創出事業（以下「補助事業」という。）の進捗状況を管理するため、補助金交付契約第 13 に基づき、９月末における補助事業の遂行状況について、一覧表形式の「緊急雇用創出事業遂行状況報告書」を町に報告させて、事業額、人件費、事業に従事する労働者数などを確認している。	【P21　上から３行目】 県は、町と補助金交付契約を締結した緊急雇用創出事業（以下「補助事業」という。）の進捗状況の管理として、①補助金交付契約第 13 に基づく、９月末時点での終了事業の事業額、人件費、事業に従事する労働者数などを記載した一覧表形式の「緊急雇用創出事業遂行状況報告書」を町に報告させるほか、②毎月末に雇用実績などを確認している。

	修正箇所	修正前（2月19日　第5回）	修正後（2月27日　第6回）
5	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証 ２　平成23年度補助事業の進捗管理	【P21　上から7行目】 県は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第11条第1項の規定により善管注意義務（善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うこと）を負うものであり、上記の遂行状況の確認もその一環である。	【P21　上から7行目】 削除
6	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証 ３　平成23年度補助事業の完了確認	【P25　下から3行目】 ・人件費以外は、金額の大きなものは内容についてヒアリングをしながら領収書を、比較的小さいものは経費支出内訳に記載されている内容の証拠となる領収書等、を確認した。	【P25　下から4行目】 ・人件費以外は、経費支出内訳に記載されている内容の証拠となる領収書等を確認した。なお、金額の大きなものは内容についてヒアリングをしながら行っている。
7	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証 ３　平成23年度補助事業の完了確認	【P25　下から1行目】 ・旅費については復命（旅程）との突合等は行っていない。	【P25　下から2行目】 ・旅費については、県は支出実績を中心に確認したため、復命書（旅程）等との突合までは行っていない。
8	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証 ４　御蔵の湯	【P29　下から10行目】 ・事業計画書とは別に8月31日に送付された経費内訳資料に「被災者の生活を安定させるため町民向け公衆浴場の設置」と記載されていたが、制度で禁止されている財産取得に当たる経費は無いので、特段気に留めなかった。	【P29　下から10行目】 ・事業計画書とは別に8月31日に送付された経費内訳資料に「被災者の生活を安定させるため町民向け公衆浴場の設置」と記載されていたが、公衆浴場設備についてはリース料として計上されており、制度で禁止されている財産取得に当たる経費は無いので、特段気に留めなかった。
9	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証 ４　御蔵の湯	【P30　上から4行目】 平成23年度補助事業の完了確認時において、平成23年度の御蔵の湯の材料費とリース料の合計額は、約6千6百万円であり、12月末の開所式から年度末までの利用期間が3か月であることを考えると高額であると認識できたのではないかとも思う。 宮古センターは、御蔵の湯の材料費に計上された支出について、「補助対象であるとする	【P30　上から5行目】 御蔵の湯の建設については、宮古センターの当時の担当職員の説明及び町とのメールの記録から、その整備途中の平成23年11月15日に至って初めて事情を把握しており、着工は平成23年10月であることから、御蔵の湯の事業計画について県の関与があったと伺わせるものはない。 平成24年4月の補充調査時に県が示していた懸念事項は、「御蔵の湯建築材料費」の支出は建設・土木事業

	修正箇所	修正前（2月19日　第5回）	修正後（2月27日　第6回）
		理由を町がきちんと説明でき、県としても妥当と認め得るものであれば補助対象とする」こととし、山田町から提出された「リース物件である」と説明する「御蔵の湯確認事項」という文書に基づき県は補助対象とした。 こうした手順で行われたことは確認できた。 その経費は、後日、建設工事で整備したとことが判明したことにより、結果として補助対象外となったが、当初補助対象とした県の判断は不適切とはいえない。 宮古センターの当時の担当職員の説明及び町とのメールの記録から、その整備途中になってから事情を把握しており、当該施設御蔵の湯の建設について県職員が主導又は誤った指導を行っていないと考えられる。 また、県の担当者が、御蔵の湯の設置に関し平成23年11月15日以降であったことは、山田町から県の担当者へのメールで明らかである。御蔵の湯は、平成23年10月には着工しており、御蔵の湯の事業計画について、県の関与があったと伺わせるものはない。 人件費以外の経費の支出内容の妥当性や必要性の有無まで深く立ち入る場合には、事業費が高額であるかどうかなどという判断基準が明確な仕組みとして整理されていないので、改善できることはさらに改善していく必要がある。	に該当しないのかという点であり、「補助対象であるとする理由を町がきちんと説明でき、県としても妥当と認め得るものであれば補助対象とする」こととし、町から提出された「御蔵の湯整備に関する確認事項」という文書で、次の事項が明確に示されたため補助対象にしている。 1　御蔵の湯はリース物件であり、その組み立てには専門性を要することから、業者に依頼して組立作業を行ったもので、その特殊性から組立及び解体完了までがリース経費の範疇に入ること 2　御蔵の湯はリース契約に基づく借用物件であり、一定の期間が経過すれば、㈱オールブリッジに返還すること 3　本件（御蔵の湯の材料費）は単にリース物件の組立費用の負担であり、リース費用に含まれるべき性質の経費であること 4　将来的には解体し返却することしており、補助金交付契約で禁じられている財産取得にはあたらないこと この説明については、補助制度に合致しないものであるとは断定し難い内容であり、それらが全く成立し得ないものではなかったことから、県の対応は一概に不適切であるとまでは言い難い。 しかし、平成23年度補助事業の完了確認時において、平成23年度の御蔵の湯の材料費とリース料の合計額約6千6百万円は高額であることや、「りばぁねっと」の会計処理がずさんであると指摘していたことから、さらに踏み込んで、詳細な事情を確認することもできたのではないか、との意見もある。 人件費以外の経費の支出内容の妥当性や必要性の有無まで深く立ち入る場合の判断基準については、一度感じた不審な事由がある場合は詳細に事業内容を聴取するなどして徹底して解消する視点で改善できることはさらに改善していく必要がある。
10	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証 5　平成24年度補助事	【P32　上から7行目】 県は、「りばぁねっと」の平成23年度事業の会計処理がずさんであると認識していたとすれば、他の事業と同じような審査の方法でよかったのだろうかと思う。	【P34　上から7行目】 県は、「りばぁねっと」の平成23年度事業の会計処理について指導していた事実もあり、他の事業と同じような審査方法のままであったことには、今後に向けて検討の余地がある。

	修正箇所	修正前（2月19日　第5回）	修正後（2月27日　第6回）
	業計画の審査		
11	Ⅴ　緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方 １　県と市町村の関係	【P33　下から４行目】 今回の事案は、大規模な震災津波被害の直後という特殊な状況下における事例ではある。今後同じような事案が発生する可能性が無いとは断言できないが、頻発することを前提に、～	【P35　下から５行目】 今回の事案は、不適切な事業受託者による事例であり、今後同じような事案が発生する可能性が無いとは断言できないが、頻発することを前提に、～
12	Ⅴ　緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方 ３　県、市町村、事業受託者の役割と責任	【P35　上から２行目】 県は、市町村の主体性を強化するためにも、市町村と同じ立場で助言・指導する姿勢が求められる。	【P36　下から１行目】 県は、市町村の主体性を強化するためにも、市町村を尊重して助言・指導する姿勢が求められる。
13	Ⅳ　補助事業者としての県の対応の検証 ４　新たな仕組みづくりの提言	【P35　上から10行目】 ○市町村は主体的に事業受託者を指導監督し、その結果を県に報告する。県はその報告を踏まえ市町村が事業受託者を適切に指導監督しているか内容を確認する。 ○市町村は県に協力要請をする必要があると判断した場合、県は市町村の主体性を尊重した上で、市町村による事業受託者への指導監督事務を補完・強化するために協力する。 ○県は、市町村が事業受託者との間のコミュニケーション強化を図っているかどうかを市町村から情報収集して、必要があると認識した場合は、市町村と相談して、必要な取組みの実現を支援する。	【P37　上から８行目】 ○　県は、市町村に主体的な事業受託者への指導監督と結果報告を求め、その報告を踏まえ市町村の指導監督の状況を確認する。 ○　県は、市町村から協力要請を受けた場合、市町村の主体性を尊重したうえで、市町村による事業受託者への指導監督事務を補完・強化するために協力する。 ○　県は、市町村と事業受託者の間のコミュニケーション確保の状況を市町村から情報収集して、必要があると認識した場合は、市町村と相談して必要な取組みの実現を支援する。
14	Ⅵ　総括	【P41　下から９行目】 そのような中、緊急雇用創出事業を実施して町の人々の暮らしや生活の維持、改善を最	【P43　下から11行目】 そのような中、町の人々の暮らしや生活の維持・改善を最優先事項として、県や町が緊急雇用創出事業に取

	修正箇所	修正前（2月19日　第5回）	修正後（2月27日　第6回）
		優先事項として、県や町が取り組んだことは適切な判断であった。	組んだことは適切な判断であった。
15	Ⅵ　総括	【P42　上から1行目】 （記述なし）	【P43　下から5行目】 一方、『Ⅱ　事案の概要』で記述しているとおり、町が委託して「りばぁねっと」が実施した事業において、「りばぁねっと」が事業資金を使い果たして事業を休止し従業員を解雇、さらに、県と町が行った調査の結果、多額の経費が補助対象外となった。 県は、緊急雇用創出事業として行われた事業でこのような事案が発生したことについて、重く受け止めるべきである。
16	Ⅵ　総括	【P42　上から6行目】 その関わり方において、地方分権の観点からや緊急雇用創出事業の柔軟な企画を尊重する立場から、県は、市町村や事業受託者に過度な負担をかけることは避けるべきであり、県と市町村の責任を明確にするためにも、県が過剰に関与することは適当ではない。	【P44　上から5行目】 その関わり方において、地方分権の観点から市町村の主体性を確保すると同時に、緊急雇用創出事業の柔軟な企画を尊重するという基本的な考え方の下で、市町村や事業受託者に対し、事業の円滑な執行を妨げるような過度な事務処理上の負担を課すことを避け、なおかつ、県と市町村の責任を明確にするためにも、市町村の自立性を損なうような過剰な関与は避けることに留意しつつ、補助事業の執行を適切に指導するという県の責務を果たすべきである。